

## 富山県寿司職人養成校受講者支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県寿司職人養成校受講者支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「寿司職人養成校」とは、寿司の調理技術、衛生管理、接客マナー等の習得や食品加工業者人材の育成を目的とした2か月以上のカリキュラムを有し、修了証等を交付する施設をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、富山県外に居住するものでかつ、寿司職人養成校を受講するものとする。

### (対象経費)

第4条 対象経費は、別表に掲げるとおりとし、訪問先、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金等の交付を受けていないことを要件とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は助成対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与する者
- (2) その他、知事が助成対象者として不適當であると認める者

### (助成金額)

第5条 助成金額は、対象経費の2分の1以内の額又は別表に掲げる上限額のいずれか低い額とする。

2 前項の規定により算出した合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てることとする。

### (交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、寿司職人養成校の受講満了日から30日を経過する日又は受講開始日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添え、知事に提出することとする。

- (1) 申請者の居住地を証する書類
- (2) 助成対象となる経費の領収書
- (3) 寿司職人養成校受講確認書（様式第2号）

（※当該確認書には寿司職人養成校の確認者の承認を要するものとする。）

### (助成金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条に規定する助成金の交付申請が適當であると認めたときは、助成金の交付決定の内容及び助成金の額を申請者に通知する。

### (助成金の返還)

第8条 知事は、助成金の交付決定をうけた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この助成金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	詳細等	上限額
交通費	<p>経済的かつ合理的であると認められる経路や方法で県外の居住地と県内の目的地までの移動（片道のみ又は往復）に要した次の経費を対象とする。</p> <p>○公共交通機関等の運賃</p> <p>鉄道（グリーン料金等を除く）、高速バス、航空機、船舶の運賃。ただし、タクシー利用及び県内の移動に係る経費は対象外とする。</p>	10,000 円